

広告を掲出する権利の売却に係る仕様書

この仕様書は、山形県庄内総合支庁舎に広告を掲出するために必要な事項を定めるものである。

1 広告を掲出する媒体等

(1) 広告媒体

山形県庄内総合支庁舎（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）内

【参考】

- ・土、日及び祝日並びに12月29日から1月3日は閉庁日
- ・勤務する職員数 約500人（令和6年4月現在）
- ・来庁者数 約400人（1日当たり平均）（平成23年度調査）
- ・食堂利用者 約70～80人（1日当たり平均）（平成28年度調査）

(2) 期間

広告を掲出できる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 広告を掲出できる場所及び掲出可能数等

場 所	掲出可能面数	広告掲出期間	物件（入札）グループ
イ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階ロビー行事案内板横 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	令和7年 4月1日 から	A
ロ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 （壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	令和8年 3月31日 まで	
ハ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面 （壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面		
ニ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階エレベーターホール東側壁面 （総合案内窓口側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	令和7年 4月1日 から	B
ホ 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 （壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）	1面	令和8年 3月31日 まで	

へ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面 (壁面向かって右側) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面		
ト	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 (壁面向かって右側) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面	令和7年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	C
チ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 (壁面向かって中央) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面		
リ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面 (壁面向かって右側) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面		
ヌ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面 (壁面向かって中央) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面	令和7年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	D
ル	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面 (壁面向かって左側) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面		
ヲ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面 (壁面向かって左側) 0.5㎡(縦0.841m、横0.594m)	1面		

※ 掲出する広告物が掲出可能数に満たない場合、掲出を行わないパネルには、県がその事業に関するポスターを無償で掲出できるものとする。

※ 契約期間の更新は行わない。

(4) 掲出広告の規格

- ① 広告の種類 広告ポスター
- ② ポスターのサイズ A1判 縦 以内

2 広告の募集

広告を取扱う者は、広告の掲出を希望する広告主を募集することができる。

3 広告の範囲

山形県庄内総合支庁舎に掲出できる広告の範囲は、「山形県広告掲載要綱（以下

「要綱」という。)及び「山形県庄内総合支庁舎広告掲出基準(以下「掲出基準」という。)」に定めるところによる。

4 掲出する広告物等の審査

- (1) 広告掲出者は、掲出する広告物の内容及び広告主について、その都度広告掲出前に、要綱及び掲出基準に定めるところにより「山形県庄内合支庁舎広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)」の審査を受けるものとする。
- (2) 広告を取扱う者は、前項に規定する審査を受け、承認を受けなければ広告を掲出することができない。
- (3) 審査に際しては、別添「庄内総合支庁舎広告掲出審査票」に掲出する広告を添付し、掲出予定日の原則7日前までに契約担当局に提出しなければならない。
- (4) 審査委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を求めるときがある。

5 広告の掲出及び撤去方法

広告物の掲出は、県が設置する広告枠に掲出すること。広告枠に広告物を掲出する際は、広告を取扱う者自らが契約に関する事務を担当する部局職員の立会いのもと行うこと。

6 費用の負担

広告の作成及び掲出並びに撤去に係る経費は、広告主又は広告を取扱う者の負担とする。

7 広告を取扱う者の責務

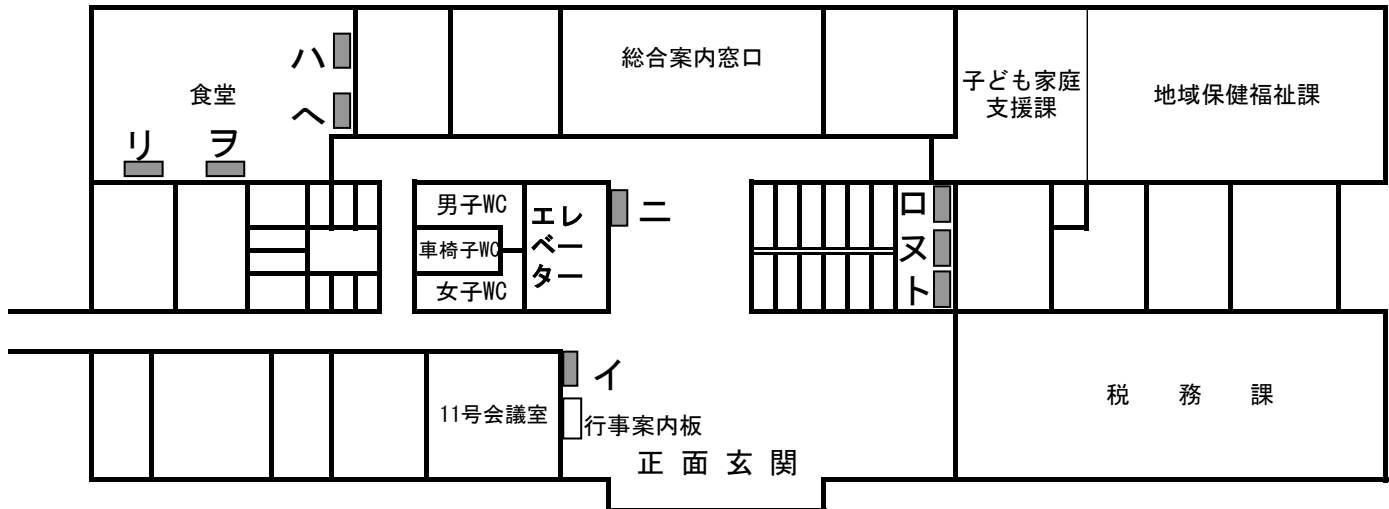
- (1) 広告を取扱う者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告を取扱う者は、広告の掲出により県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告を取扱う者の責めに帰すべき事由により、広告掲出場所又はパネル等の全部又は一部をき損した場合は、広告を取扱う者の負担で原状に回復しなければならない。

< 広告掲出場所の位置図 >

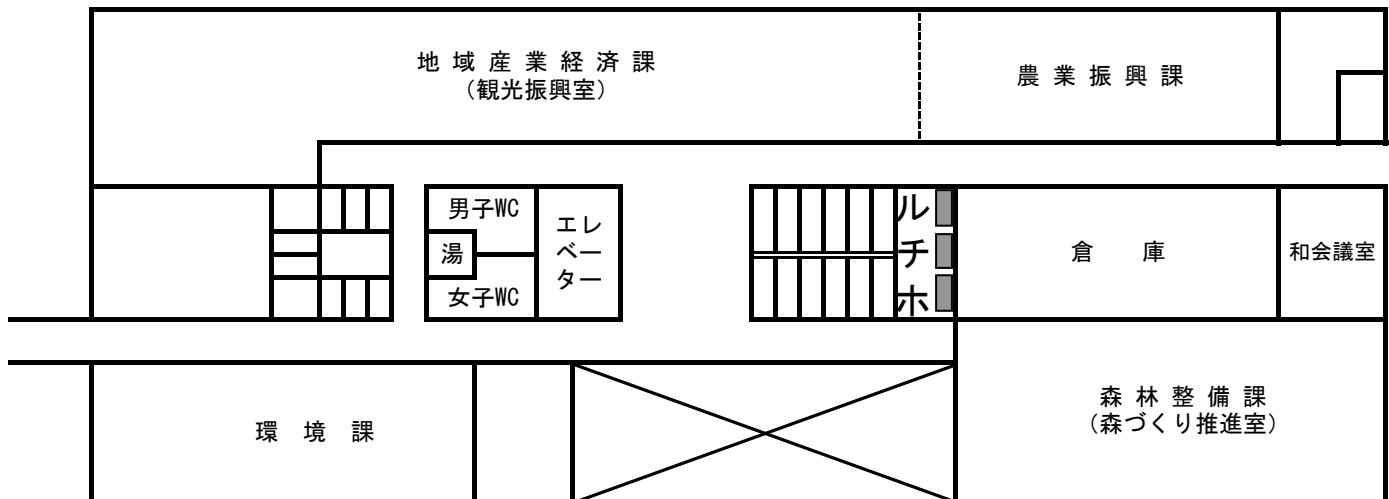
庄内総合支庁舎

物件グループ	掲出場所
A	イ、ロ、ハ
B	ニ、ホ、ヘ
C	ト、チ、リ
D	ヌ、ル、ヲ

【 1 階】



【 2 階】



庄内総合支庁舎広告掲出審査票

広告掲出場所	① 1階ロビー行事案内版横-----イ ② 1階エレベーターホール東側壁面（総合案内窓口側）---ニ ③ 本庁舎西側階段 1階と2階の間の踊り場壁面 壁面向かって（左側・中央・右側）---ロ・ヌ・ト ④ 本庁舎西側階段 2階と3階の間の踊り場壁面 壁面向かって（左側・中央・右側）---ル・チ・ホ ⑤ 1階食堂北側壁面 壁面向かって（左側・右側）---ヲ・リ ⑥ 1階食堂西側壁面 壁面向かって（左側・右側）---ハ・ヘ	
掲出する広告物		
掲出期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
広告主に関する事項	会社名	
	所在地	
	連絡先	
	会社の概要	

- ※ 1 該当するものに○を付すこと。
 2 「会社の概要」については、広告主である会社の事業内容を記載すること。

1 掲出物件に関する事項

NO	審査項目	可否	※審査
1	法令等に違反していない又はその恐れがない		
2	公序良俗に反していない又はその恐れがない		
3	人権侵害をしていない又はその恐れがない		
4	政治性又は宗教性がない		
5	個人の氏名を含んでいない		
6	社会問題その他についての主義若しくは主張に当たらない		
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出が必要な営業ではない		
8	消費者金融に該当しない		
9	比較広告に該当しない		

10	懸賞広告に該当しない		
11	クーポン付き広告に該当しない		
12	ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く）に該当しない		
13	たばこ（禁煙や健康被害に係るものを除く）に該当しない		
14	水着姿、裸体等を含んでいない（スポーツに係るものを除く）		
15	青少年の健全な育成を阻害していない又はその恐れがない		
16	第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害していない又はその恐れがない		
17	公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反していない又はその恐れがない		
18	事実誤認の恐れがない		
19	当該広告の内容について、県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがない		
20	会社名、商品名を著しく繰り返していない		
21	絵柄や文字が過密になっていない		
22	意味なく体の一部を強調していない		
23	色彩、配色又は文字による表現等が著しくどぎついものではない		
24	本庁舎の美観を著しく損ない、県民等に不快感を与えるものではない		
25	その他広告として表示することが適当と認められる		

※1 項目ごとに、該当する場合は「可否」欄に○を付すこと。

2 「※ 審査」欄は記入しないこと。

2 広告主に関する事項

NO	審査項目	可否	※審査
1	法令等に違反した者（団体）ではない		
2	県から指名停止を受けている者（団体）ではない		
3	県から不利益処分を受けている者（団体）ではない		
4	暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者（団体）ではない		
5	その存在や活動実態が明確な団体である		
6	その他広告を表示する広告主として適当と認められる		

※1 項目ごとに、該当する場合は「可否」欄に○を付すこと。

2 「※ 審査」欄は記入しないこと。